

横浜市市税条例の一部改正（平成 22 年 6 月分）

税目・改正項目	改正案の内容																																														
<p>市たばこ税の税率の改正</p> <p>〔 市税条例 第 85 条、 附則第 18 条 〕</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">市たばこ税</p>	<p>市たばこ税の税率を次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">現 行</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">➡</td> <td style="padding: 5px;">改正案</td> <td style="padding: 5px;">引き上げ額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3,298 円 / 1,000 本</td> <td></td> <td style="padding: 5px;">4,618 円 / 1,000 本</td> <td style="padding: 5px;">1,320 円 / 1,000 本</td> </tr> </table> <p>なお、旧 3 級品製造たばこ（「わかば」「エコー」等）に対する税率については、1,000 本あたり「1,564 円」を「2,190 円」とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>〈参考 1〉国・地方あわせた税率の引上げ額（1,000 本あたり）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正案</th> <th>引き上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市たばこ税</td> <td>3,298 円</td> <td>4,618 円</td> <td>1,320 円</td> </tr> <tr> <td>県たばこ税</td> <td>1,074 円</td> <td>1,504 円</td> <td>430 円</td> </tr> <tr> <td>国たばこ税</td> <td>3,552 円</td> <td>5,302 円</td> <td>1,750 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>7,924 円</td> <td>11,424 円</td> <td>3,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 本あたり…3.5 円増 1 箱あたり…70 円増</p> <p>〈参考 2〉市たばこ税 売り渡し本数と税収の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">21 年度 決算見込み</th> <th colspan="3">22 年度税収見込み</th> </tr> <tr> <th>税率改正なし</th> <th>税率改正あり</th> <th>対 21 年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売渡本数</td> <td>59 億本</td> <td>56 億本</td> <td>55 億本</td> <td>▲ 4 億本</td> </tr> <tr> <td>税 収</td> <td>194 億円</td> <td>184 億円</td> <td>202 億円</td> <td>+ 8 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 売渡本数の減少が続くものの、税率引き上げにより増収</p> </div> <p style="text-align: center;">【 適 用 】 平成 22 年 10 月 1 日</p>	現 行	➡	改正案	引き上げ額	3,298 円 / 1,000 本		4,618 円 / 1,000 本	1,320 円 / 1,000 本		現 行	改正案	引き上げ額	市たばこ税	3,298 円	4,618 円	1,320 円	県たばこ税	1,074 円	1,504 円	430 円	国たばこ税	3,552 円	5,302 円	1,750 円	合 計	7,924 円	11,424 円	3,500 円		21 年度 決算見込み	22 年度税収見込み			税率改正なし	税率改正あり	対 21 年度増減	売渡本数	59 億本	56 億本	55 億本	▲ 4 億本	税 収	194 億円	184 億円	202 億円	+ 8 億円
現 行	➡	改正案	引き上げ額																																												
3,298 円 / 1,000 本		4,618 円 / 1,000 本	1,320 円 / 1,000 本																																												
	現 行	改正案	引き上げ額																																												
市たばこ税	3,298 円	4,618 円	1,320 円																																												
県たばこ税	1,074 円	1,504 円	430 円																																												
国たばこ税	3,552 円	5,302 円	1,750 円																																												
合 計	7,924 円	11,424 円	3,500 円																																												
	21 年度 決算見込み	22 年度税収見込み																																													
		税率改正なし	税率改正あり	対 21 年度増減																																											
売渡本数	59 億本	56 億本	55 億本	▲ 4 億本																																											
税 収	194 億円	184 億円	202 億円	+ 8 億円																																											
<p>扶養控除の見直しに伴う扶養情報の収集に関する規定の整備</p> <p>〔 市税条例 第 34 条第 1 項、 第 34 条の 3、 第 34 条の 4 〕</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">個人市民税</p>	<p>扶養控除の見直し（裏面参照）に伴い、従来の方法では年少扶養親族の情報の把握ができないため、見直し後においても、個人住民税の非課税限度額の算定に必要な扶養親族に関する情報を引き続き把握できるよう、扶養親族の申告に関する規定を追加する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>〈参考 3〉個人市民税の非課税限度額の算定方法</p> <p>均等割：35 万円（本人）+（35 万円×家族数（控除対象配偶者、<u>扶養親族</u>）+21 万円）</p> <p>所得割：35 万円（本人）+（35 万円×家族数（控除対象配偶者、<u>扶養親族</u>）+32 万円）</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">家族がいる 場合に加算</p> </div> <p style="text-align: center;">【 適 用 】 平成 23 年 1 月 1 日</p>																																														

※ その他条文の整備を行います。

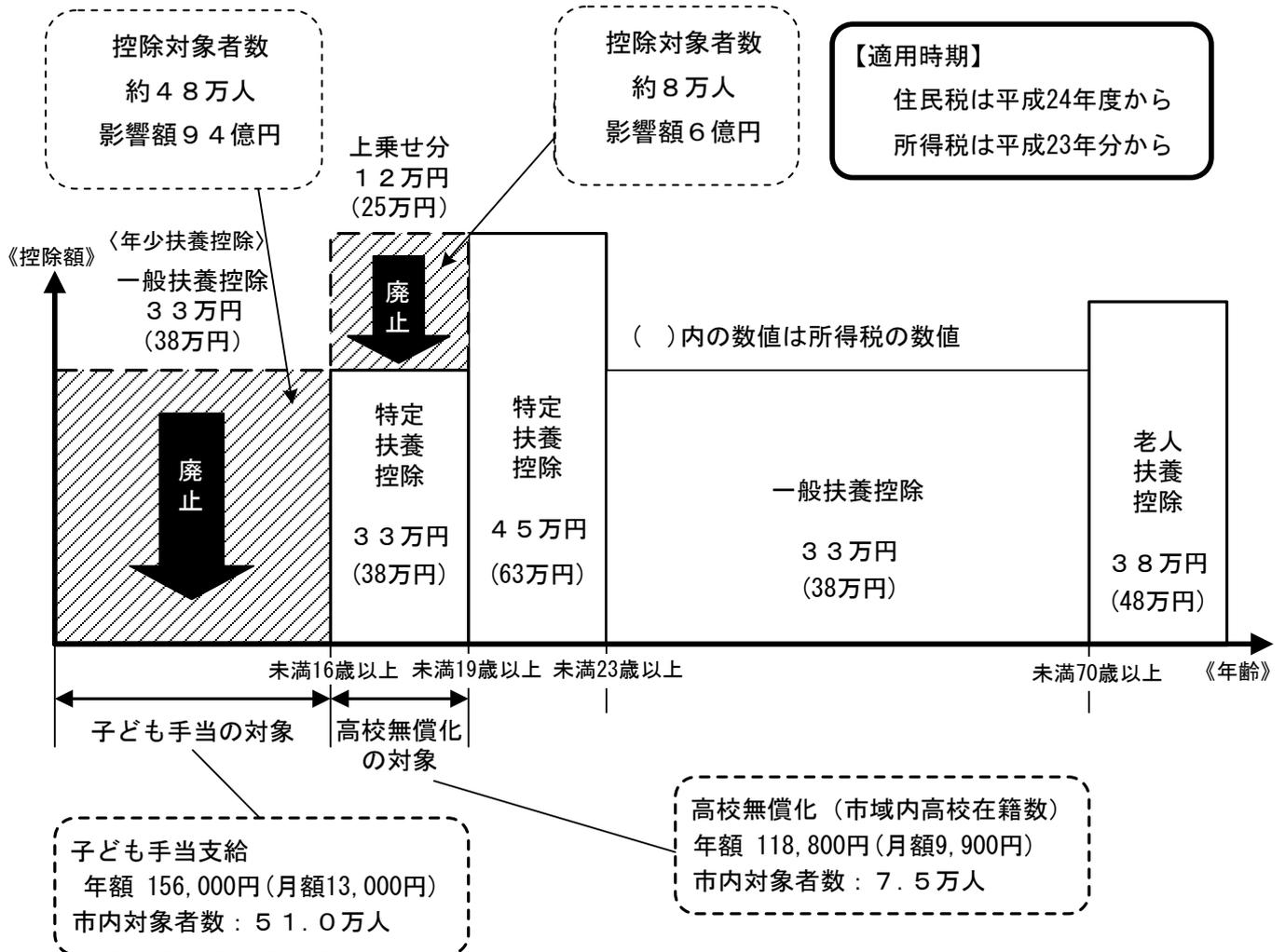
個人住民税の扶養控除等の見直し内容

住民税の扶養控除については、平成24年度課税分から、一般扶養控除のうち、16歳未満の年少扶養控除（33万円）については、子ども手当の支給に伴って廃止します。

また、16歳以上23歳未満の特定扶養控除のうち、16歳以上19歳未満については、高校無償化に伴って、一般扶養控除の上乗せ分（12万円）を廃止します。

なお、その他の人的控除については、税制改正の影響はありません。

改正する扶養控除内容	改正後	改正前	差引額
16歳未満の一般扶養控除（年少扶養控除）	0万円	33万円	▲33万円
16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ分	33万円	45万円	▲12万円



※ 年少者の扶養に係る「一般扶養控除」が廃止されるため、従来、所得税のための年末調整や確定申告書等の情報から得ていた年少扶養親族の情報が把握できなくなります。